

電源開発株式会社「(仮称) 四浦半島風力発電事業環境影響評価方法書」に対する勧告について

令和2年1月31日
経済産業省
商務情報政策局
産業保安グループ

本日、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、(仮称) 四浦半島風力発電事業環境影響評価方法書について、電源開発株式会社に対し環境保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は、別紙のとおり。

また、併せて同条第3項の規定に基づき、大分県知事からの意見を勘案するよう、その写しを送付した。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：大分県津久見市及び佐伯市
原動力の種類：風力(陸上)
出力：最大 64,500 kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	平成30年 9月25日
環境大臣意見受理	平成30年 12月11日
経済産業大臣意見発出	平成30年 12月20日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	令和元年 8月5日
住民意見の概要等受理	令和元年 10月10日
大分県知事意見受理	令和元年 12月27日
経済産業大臣勧告発出	令和2年 1月31日

問合せ先：電力安全課 沼田、須之内
電話03-3501-1742(直通)

電源開発株式会社「(仮称) 四浦半島風力発電事業環境影響評価方法書」に対する勧
告内容

1. 施設の稼働に係る騒音及び風車の影の調査、予測及び評価にあたっては、風力発電設備や音源の諸元、風向・風速などの気象条件や地形、民家等の配置などの地域特性を踏まえて、影響が最大になると考えられる条件で行うこと。
2. 風力発電機の設置位置上に自然度の高いトベラーウバメガシ群集が分布しているが、ウバメガシは斜面崩壊防止の役目を果たしているだけでなく、対象事業実施区域南側には県指定天然記念物である最勝海浦のウバメガシ林が存在するなど、四浦半島の海岸部を代表する植生となっていることから、当該植生について、適切に調査・予測・評価を行うこと。
3. 四浦半島周辺は、日本風景街道日豊海岸シーニック・バイウェイの隣接地であることから、景観に対する影響について視野角等を含め検討し、適切に調査、予測及び評価を行うこと。

(大分県知事からの意見書の写しを添付)